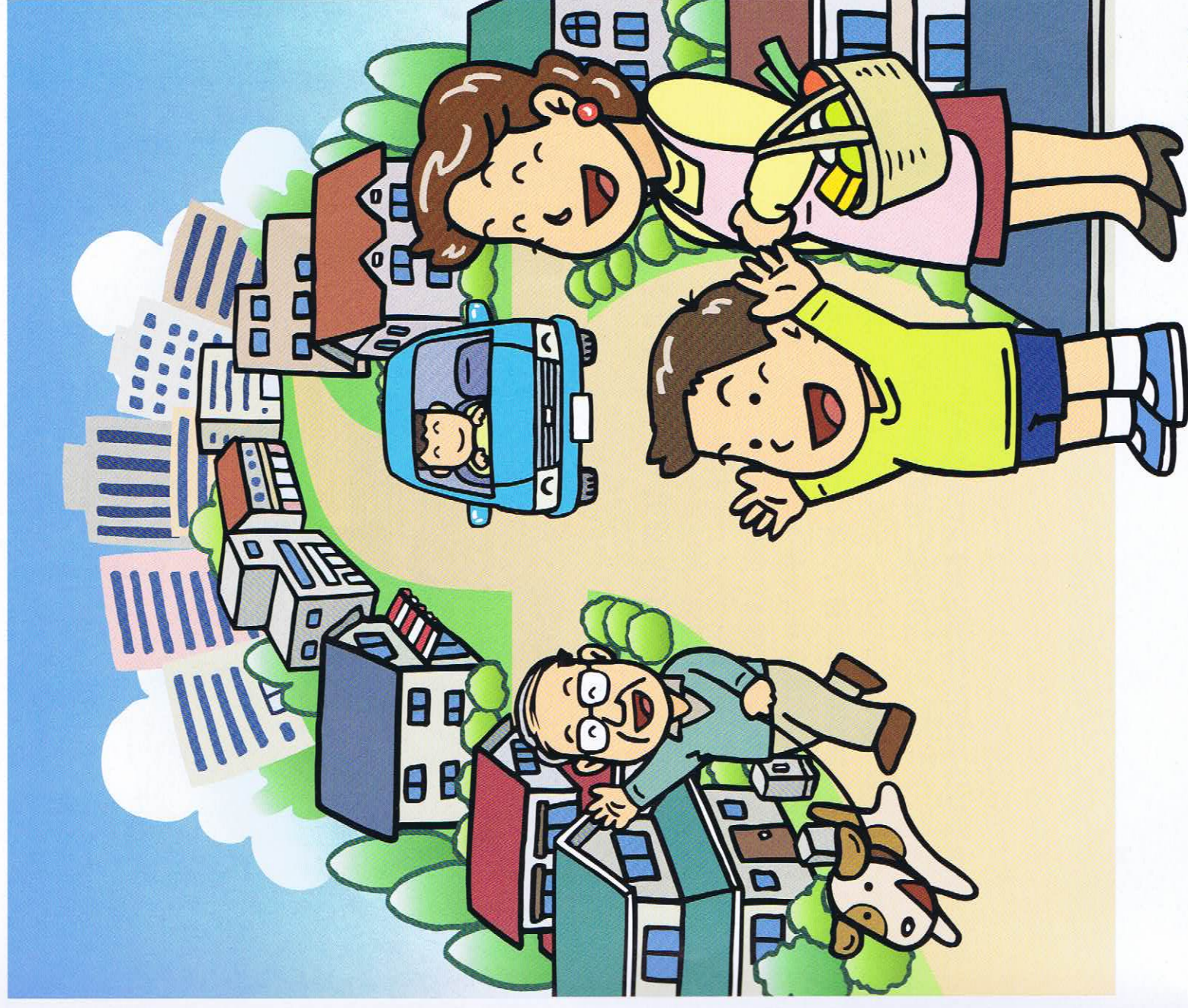


まちづくりは4メートル

以上の道づくりから



問い合わせ

〒426-8722 藤枝市岡出山1丁目11番1号

藤枝市都市建設部建築住宅課

☎054-643-3111 (内線216)

《まちづくりは4m以上の道づくりから》

道路は、単に交通のためではなく、上下水道・ガス・電気などの生活設備の設置や、日照・通風の確保など、良好な生活環境を守るための重要な役割をもっています。しかし、私たちが利用している道路には、通行上・防災上・住環境の上から問題点の多い、幅員4m未満の狭い道路がたくさん残っています。

そこで、安全で快適なまちづくりのためには、この狭い道路の拡幅整備をすすめていかなければなりません。



《道路を広げるために、みなさんのご協力が必要です》

狭い道路の問題を解決するには、道路を広げなくてはなりません。そこで、市では狭あい道路の拡幅整備を行うため、「藤枝市狭あい道路拡幅整備に関する指導要綱」を制定し、安全で快適な道づくり・まちづくりをすすめています。

この事業では、幅員4m未満の狭い道路に接した敷地の土地所有者が、道路拡幅のために後退用地を市に寄附していただいた場合、用地内にある門・塀・立木等の撤去及び移設に要する費用の助成をし、前面道路の整備を行っていきます。

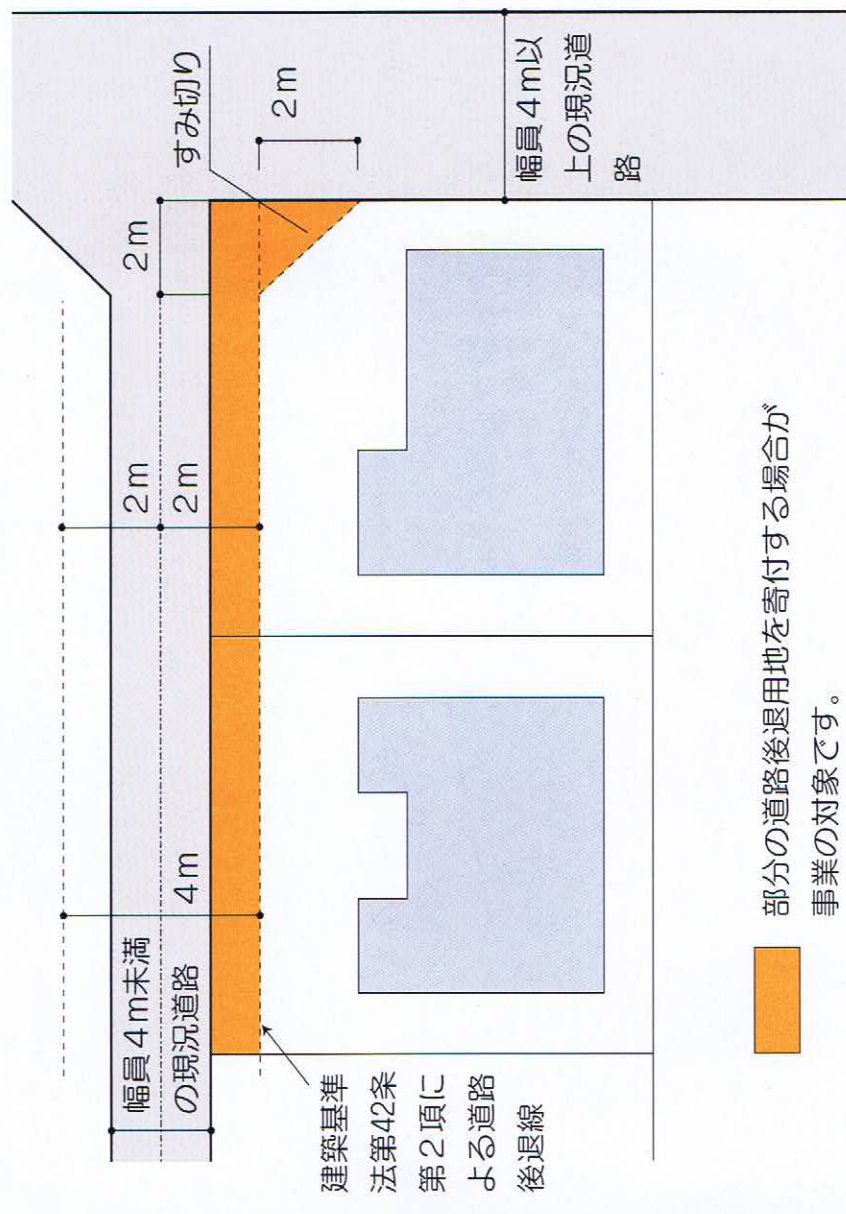
また、交差点のすみ切り部分の用地についても、奨励金の交付を行います。

《整備の対象》

- ① 建築基準法第42条第2項に規定する道路であり、かつ、市道認定されているもの
- ② 幅員4m未満の道路が120度未満の角度で交差する角敷地のすみ切り部分
- ③ 市長が特に必要と認めたもの

《道路拡幅基準》

道路拡幅の基準は、建築基準法第42条第2項を準用する。(図参照)



※狭い道路の反対側に、がけ地や川等があった場合は、反対側の境界線から4mの一方後退となります。

● 建築基準法第42条第2項道路（昭和25年制定）

昭和25年建築基準法が制定されたとき、建物を建てるための道路の幅員は最低4mと定められましたが、その時点で一般の通行に使用されていて、建物が立ち並んでいる1.8m以上4m未満の道路も、将来中心から2m後退し、4mの道路とすることで4mの道路とみなしました。これが建築基準法第42条2項の道路です。

《道路拡幅整備を希望する場合》

最初に市建築住宅課へ事前相談をして下さい。

- ①道路拡幅用地は、市に寄附していただきます。
- ②道路用地に抵当権・質権・借地権等が設定されている場合は消滅させていただきます。
- ③道路拡幅用地内に建築物等があるときは、速やかに撤去又は移設していただきます。
- ④道路と道路拡幅用地とに高低差がある場合は、道路と同じ高さに整地していただきます。

《道路拡幅整備のための助成金等》

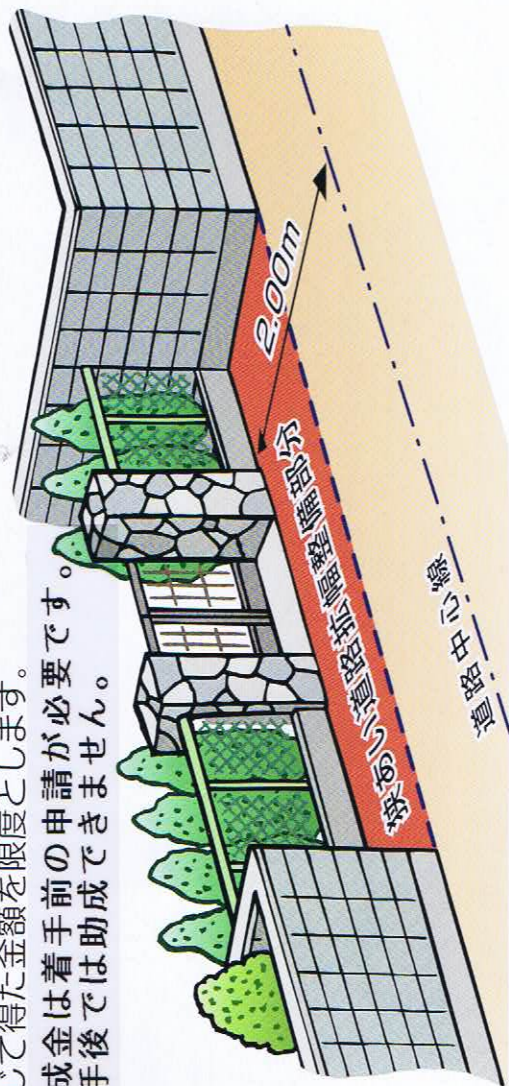
- ①門・塀・擁壁・地下埋設物・立木の撤去及び移設に要する費用を助成します。
- ②道路と道路拡幅用地とに高低差がある場合の整地に要する費用を助成します。
- ③すみ切り部分の用地を寄附していただける場合には、奨励金を交付します。

※注意

- ・①及び②は市の助成金基準により算出します。

助成金の総額は、道路拡幅用地のうち市道に接する部分の長さ1m当たり5万円を乗じて得た金額を限度とします。

- ・助成金は着手前の申請が必要です。着手後では助成できません。



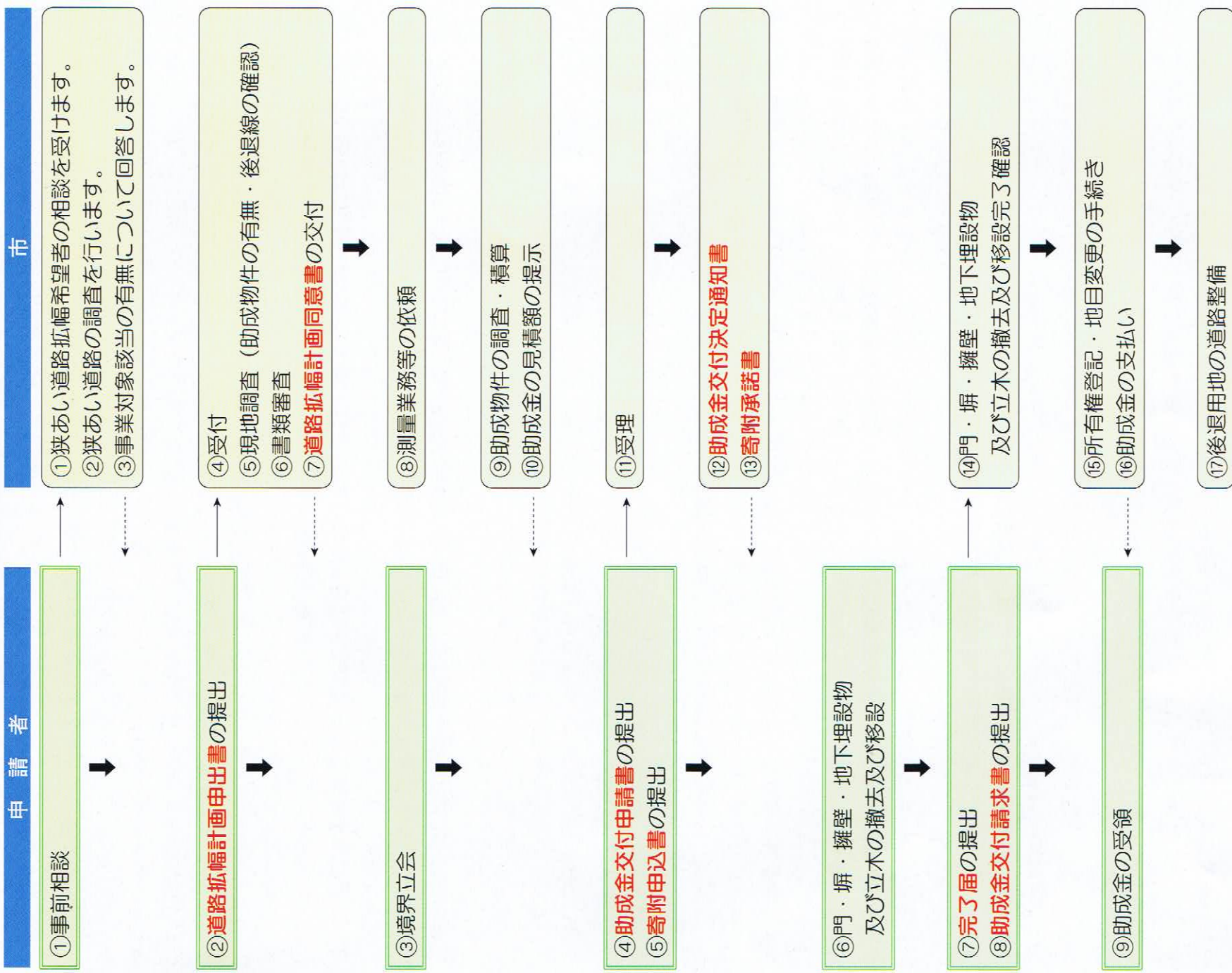
《道路拡幅用地の測量・分筆登記等》

土地所有者が寄附して下さる道路拡幅用地は、市が測量・分筆登記等を行います。

《道路拡幅用地の整備》

土地所有者が寄附して下さった道路拡幅用地は、市が舗装等の整備を行います。

狭あい道路拡幅整備事業の進め方



整備完了

※申出書、申請書等は建築住宅課に用意してあります。

藤枝市狭あい道路拡幅整備に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内にある狭あい道路の拡幅整備を促進するために必要なことを定め、良好な市街地形成、公共の福祉の増進及び生活環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)敷地 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第1号に規定する敷地をいう。

(2)建築物等 建築物、門、塀、擁壁、地下埋設設備及び立木をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する道路等に適用する。

(1)建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項に規定する道路であり、かつ、市道認定されているもの

(2)その他市長が必要と認める道路

(3)前2号の道路が同一平面で交差又は屈曲する角敷地(内角120度以上の角敷地を除く。)に係るすみ切り部分

(適用除外区域)

第4条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する区域には適用しない。

(1)都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定に基づく開発行為の許可を受けた開発区域

(2)都市計画法による都市計画事業の施行区域

(3)その他市長が適当でないと認める区域

(道路拡幅基準)

第5条 道路拡幅の基準は、建築基準法第42条第2項を準用し、別図によるものとする。

(道路拡幅整備を希望する者の責務等)

第6条 第3条第1号及び第2号に規定する道路に接する敷地の土地所有者で、道路拡幅を希望する者は、次に掲げる事項を遵守するよう努めるものとする。

(1)前条の基準による道路拡幅用地は、市長に寄附するものとする。

(2)前号の規定により市長に寄附する場合には、当該道路拡幅用地に抵当権、質権、貸借権等が設定されている場合には、これらを消滅させ、相続が発生している場合には、相続登記を完了させるものとする。

(3)道路拡幅用地内に建築物等があるときは速やかに撤去又は移設するものとする。

(4)現存する道路と道路拡幅用地とに高低差がある場合は、現存する道路と道路拡幅用地とを同じ高さに整地し、路肩の適切な保護処理を講じるものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(助成金及び奨励金)

第7条 市長は、前条第1号の規定により道路拡幅用地の寄附を受ける場合は、土地所有者に対し、次に定める費用を、市長が別に定める基準により助成することができる。

(1)前条第3号に規定する建築物等のうち、門、塀、擁壁、地下埋設設備、立木の撤去及び移設に要する費用

(2)前条第4号に規定する現存する道路と道路拡幅用地とに高低差がある場合の整地に要する費用

2 前項の規定により助成する場合において、国又は地方公共団体から受けることができる補助金若

しくは補償金(以下この項において「補助金等」という。)があるときは、前項の規定により助成するものとした額から当該補助金等を控除した額を限度として助成する。

3 市長は、第3条第3号に規定するすみ切り部分の用地について寄附を受けた場合には、市長が別に定める基準によりすみ切り奨励金を交付することができる。

(手続等)

第8条 第6条第1号の規定により道路拡幅用地を市に寄附しようとする土地所有者は、狭あい道路拡幅整備計画申出書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申出書の内容を審査し、同意したときは、狭あい道路拡幅整備計画申出同意書(第2号様式)を交付するとともに、道路境界表示杭を支給するものとする。

3 前項の規定による同意書の交付を受けた者は、速やかに建築物等の撤去工事をを行い、当該工事が完了したときは、道路境界表示杭を別図に示す位置に設置しなければならない。

4 前条第1項の規定による助成金の交付を受けようとする者は、狭あい道路拡幅整備に伴う助成金交付申請書(第3号様式)及び寄附申込書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の申請書及び申込書の内容を審査し、適当と認めた場合は、狭あい道路拡幅整備に伴う助成金交付決定通知書(第5号様式)及び寄附承諾書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

6 前項の規定による助成金交付決定通知を受けた者は、前条第1項第1号の撤去及び移設並びに同項第2号の整地が完了した場合には、完了届(第7号様式)及び請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

7 前条第3項の規定による奨励金の交付を受けようとする者は、狭あい道路拡幅整備に伴うすみ切り奨励金交付申請書(第9号様式)及び寄附申込書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

8 市長は、前項の申請書及び申込書の内容を審査し適当と認めた場合は、狭あい道路拡幅整備に伴うすみ切り奨励金交付決定通知書(第10号様式)及び寄附承諾書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(助成金及び奨励金の返還等)

第9条 市長は、助成金及び奨励金の交付決定を受けた者に不正行為があったとき、又は市長が不当と認めた場合は、交付決定を取り消し、又は交付した助成金及び奨励金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(分筆登記等)

第10条 第6条第1号の規定により、土地所有者が寄附しようとする道路拡幅用地は、市長が分筆登記等を行うものとする。

(道路拡幅用地の整備)

第11条 第6条第1号の規定により、土地所有者が寄附した道路拡幅用地は、市長が整備するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。